

議案第13号

逗子市指定介護予防支援等の事業等に関する基準を定める条例の一部改正について

逗子市指定介護予防支援等の事業等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成30年2月6日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市指定介護予防支援等の事業等に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

逗子市指定介護予防支援等の事業等に関する基準を定める条例（平成26年逗子市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「、介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の公布に伴い、改正の要あるため提案する。